

岩 見 発 電 所

除 雪 業 務 委 託

0 8 - D A - B 7

仕 様 書

令和 8 年度

秋田発電・工業用水道事務所

目 次

第1章 共通事項

1 総 則		P3
2 業務管理		P3
3 提出書類		P3
4 検 査		P3

第2章 委 託

1 委託概要		P4
2 委託場所		P4
3 委託条件		P4
4 委託内容		P4-5
5 そ の 他		P5

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県岩見発電所 除雪業務委託08-DA-B7に適用する。
- (2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ実施するものとする。

2 業務管理

- (1) 業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の妨害並びに公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (3) 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から天気予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (4) 作業中の安全に留意しなければならない。
- (5) 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (6) 仕様書またはあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の確認を得ること。

3 提出書類

提出書類については以下による。

なお、様式については、「秋田県委託業務共通仕様書 様式集」による。

これにより難い場合は監督職員との協議による。

- | | | |
|------------------------|--------------|------|
| (1) 業務着手届（様式－1） | （契約後10日以内） | 1部 |
| (2) 業務工程表（様式－2） | （契約後5日以内） | 1部 |
| (3) 業務計画書（様式－7） | （契約締結後14日以内） | 1部 |
| (4) 業務打合せ・指示協議簿（様式－26） | （必要のつど） | 1部 |
| (5) 委託業務実績報告書 | （第2章4参照） | 1部 |
| (6) 作業写真 | （第2章4参照） | 1部 |
| (7) 業務完了届（様式－18） | （業務を完了したとき） | 1部 |
| (8) その他必要なもの | （必要のつど） | 必要部数 |

※記載の提出部数についてはこれによるが、監督職員が特に指示するときはこの限りではない。

提出書類の様式について、「調査員」を「監督員」、「管理技術者」を「主任技術者」と置き換えるものとする。

提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

4 検 査

各検査に際して、あらかじめ関係資料等を整えておくものとし、原則として主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第2章 委 託

1 委託概要

岩見発電所管内のスノーポール設置及び道路除雪を行うものである。

2 委託場所

岩見発電所（秋田県秋田市河辺三内字大石ノ台地内）

委託場所については、以下の緯度経度の座標位置とする。

「39.74500030867822,140.34228168394617」

「39.741560232815466,140.34245334462307」

3 委託条件

（1）委託期間

契約日 ～ 令和9年3月31日

（2）除雪作業時間

除雪作業時間は「除雪作業実施時間」及び「除雪機械回送時間」の合計とし、「始業・終業時の準備運転時間」は含まない。また、運行記録計（タスクメータ）により記録すること。

※ 除雪機械回送時間・・・除雪作業中の無負荷運転時間

※ 始業・終業時の準備運転時間・・・機材置場～除雪現場間の運転時間

（3）使用機材

使用機材は、除雪ドーザ（ホイール型）8t級以上とし、運行記録計（タスクメータ）を備えるものとする。また、関係法令に基づく検査・登録を行い、自賠責保険及び任意保険（物損保険）に加入することとし、これらの証明書等の写しを契約時に提出すること。

4 委託内容

（1）スノーポール設置

発電所構内及び発電所管理用道路の除雪範囲が分かるようスノーポールを設置する。

ア 設置本数

設置本数は32本とし、すべて支給する。

イ 報告書

スノーポール設置報告書（本数記載）及び作業状況写真を添付し、作業後速やかに提出すること。

（2）道路除雪

発電所構内及び発電所管理用道路の機械除雪を行う。

ア 作業実施の判断

当事務所から出動要請があった場合に実施する。

イ 予定時間

予定時間は23時間を見込んでいる。なお、精算の際は、報告書により報告された運行時間の合計を実施時間として処理する。

ウ 報告書

報告者は下記について記載し、翌月（3月分は業務完了日まで）に速やかに提出すること。

（ア）委託業務実績報告書

委託名称、委託場所、作業時間、契約期間、実施月。

(イ) 建設機械作業月報

実施月で各日付の除雪作業時間。

(ウ) 除雪建設機械運転日報（作業日報）

作業年月日、天候、除雪箇所及び除雪前積雪量、除雪時刻及び実施時間、運行記録計（タスクメータ）の記録紙。

作業日報は、別に作業実施日の翌日までに運行記録計（タスクメータ）の記録紙とともに、速報として監督職員あてにFAXで送信すること。

(エ) 除雪作業写真

作業前後の状況及び作業実施日並びに積雪深がわかるもの。

5 その他

(1) 除雪作業の際は、有資格者を除雪機械の運転に従事させ、事故防止に万全の配慮をすること。また、発電所構内はマンホールやグレーチング等、地上面よりも突起している箇所があるため、十分注意して施工すること。

(2) 除雪作業を行うにあたり、発電所の設備を移動させたり、加工した場合は、作業終了時に元の状態に復元すること。また、作業中に発電所の設備を破損させた場合は、請負業者の責任により補修を行うこと。